

平成24年1月号

e~ろうむ.net
(いい労働)

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503
e-mail：info@e-606.net

女性管理職を育成する「メンター制度」の活用

◆今注目される「メンター制度」

相談できる目上の人がいるかどうかは、長い会社員人生にとって大きな影響を与えます。

この相談役のことを「メンター」と呼びますが、このメンターを活用した制度が、女性管理職育成のために改めて注目されているようです。

◆どのような制度なのか？

メンターとは、相談者に対して自分の人生経験をもとにキャリア形成の助言を行い、精神的な支柱となる人を指します。人事評価を行う直接の上司とは異なり、「斜め上」の立場から支援を行います。

一般的に、相談者の希望を聞きながら会社の人事部等がメンターの紹介を行い、面談は月1回1時間ほど、半年から1年で区切るといったケースが多いようです。

メンター制度は1990年代後半から米国系企業を中心に広まりましたが、ここ数年においては、女性社員の育成に力を入れる日本の企業が注目しているようです。

◆いかに相談相手を見つけるか

日本の企業では、経営幹部の中心が男性であることが多く、女性管理職が社内で心を許せる相談相手を見つけることは難しいという事情があります。

ある大手企業では、男性役員から女性管理職、女性管理職から女性総合職といったような「メンターチェーン制」というものを採用しているそうです。

男性役員からは、取引先との接し方などを教えられ、「目標が高まり今後のキャリアプランが見えてきた」と話す女性管理職もいるとのこと。

◆運用には難しさも

一方、「メンター制度」の運用には難しさもあります。「女性の課題を理解する男性メンターは限られる」「相談側の問題意識が明確でない」と続かないといった声が人事担当者から挙がっています。また、「単なる悩み相談で終わらないように、キャリア相談か昇進支援かといった目的を明確にする必要がある」という指摘もあります。

上記のような点が、今後の課題と言えるでしょう。

2011年の仕事観を表す漢字は「耐」に決定

◆1,000人の会社員が回答

株式会社インテリジェンスから、「2011年の仕事観を表す漢字」に関する調査(25~39歳のビジネスパーソン1,000人が回答)の結果が発表されました。

以下の結果をご覧ください。皆さんも同じように感じられるでしょうか？

◆「学」「変」「考」が新たにランクイン

上記アンケートによるベスト10は、次の通りの結果となりました。なお、カッコ内の順位は前年のものです。

1位「耐」(4位)、2位「楽」(1位)、3位「忍」(2位)

4位「苦」(3位)、5位「忙」(7位)

6位「生」(5位)、7位「学」(圏外)、8位「変」(圏外)

9位「努」(10位)、10位「考」(圏外)

どちらかと言えばマイナスイメージである「耐」が前年の4位から1位に、「忙」が前年7位から5位に上昇しました。

□■ 最近の動き □■□■□■□■□

●企業の35.3%にメンタルヘルス不調者(12月2日)

東北6県の経営者協会は、今年9~10月に会員企業に対して行った「メンタルヘルス不調者」の有無の調査結果(729社が回答)を発表し、「いる」と回答した企業が35.3%に上ったことがわかった。「いる」と答えた企業のうち、震災前より「増加した」と回答した企業は20.9%で、「変わらない」が74.9%、「減少した」が4.2%だった。

●雇用保険料率を1.0%に引下げへ(12月15日)

厚生労働省は、雇用保険料率(労使折半)について、今年度の1.2%から0.2ポイント引き下げて、来年度は1.0%に引き下げる方針を明らかにした。財政収支に余裕があるため、労使の負担を軽減したい考え。

●診療報酬、介護報酬ともに引上げへ(12月22日)

財務省と厚生労働省は、2012年度診療報酬(2年に1度改定)の改定率を+0.004%にすることを決定した。介護報酬(3年に1度改定)については1.2%の引上げとする。

●「65歳まで雇用義務化」労政審報告書(12月29日)

労働政策審議会(厚生労働大臣の諮問機関)は、企業に対して、原則として希望者全員を65歳まで雇用することを義務付けるべきであるとの報告書をまとめた。厚生労働省では、高齢者雇用安定法の改正案を来年の通常国会に提出し、2013年4月からの施行を目指すとしている。

●協会けんぽ保険料10.0%に引上げへ(12月27日)

全国健康保険協会(協会けんぽ)は、2012年度における保険料率(全国平均)が現行の9.5%から10.0%に上昇するとの試算結果を発表した。高齢化による医療費の増加が主な要因であり、引上げは3年連続となる。

1月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出

<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

20日

○特例による源泉徴収税額の納付<前年7月~12月分>

>[郵便局または銀行]

31日

○法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・配当剰余金調書・同合計表>の提出[税務署]

○給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>

[市区町村]

○労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月~12月分>

[労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

当事務所より一言

メンター制度の課題は何といっても運用面ではないかと思えます。人事評価同様、人が人の仕事について助言を与えたり、指導をするからです。

指導する側の知識・技能向上が欠かせないものになってきます。企業規模に関わらず、制度を構築し継続していくことが望ましいといえます。